

# ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2021年  
10・11月号  
No.358

投稿コーナー  
「私のイチオシ」  
投稿募集中!!

法人会の  
「令和4年度税制改正に  
関する提言」まとまる  
第37回法人会全国大会

ほうじん北沢  
インタビュー

石井 博晶  
北沢法人会・青年部会部会長  
BIS司法書士事務所代表

東京ガス世田谷整圧所(稲谷町のガスタンク):1956年、日本で初めて球形のガスホルダー(タンク)2基が設けられた。今は5基に増え、ホルダーの直径は約33メートル。1基の容量は一般家庭8万世帯が1日に使う量に相当し、世田谷区を中心に都内にガスを供給している。



皆さん、こんにちは。  
今年もあと少しとなって  
きましたね。皆さんはこの1年、  
有意義に過ごせましたでしょうか。  
今年最後の授業となります。  
皆さん、ちょっと早いですが  
良いお年を!



# 税金クイズ 教えて! 税金八先生!

第1問 持っていても税金がかからないのは、どれでしょうか?

- ①自動車                      ②原動機付自転車                      ③自転車

第2問 国や地方公共団体が負担している中学生1人当たりの養育費は、1か月でいくらでしょうか?

- ①約15,000円                      ②約43,500円                      ③84,600円

\*答えは目次の下に!

## ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2021年  
10・11月号  
No.358

公益社団法人  
北沢法人会 広報誌  
第358号  
令和3年11月1日発行



### CONTENTS

連載	教えて!税金八先生 / コンテンツ	1
特別企画	ほうじん北沢インタビュー	
	北沢法人会・青年部会部会長 BIS司法書士事務所代表 石井 博晶	2~6
	第37回法人会全国大会(岩手大会)	7
	東法連広報委員会	8
	法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」	9~10
投稿	投稿コーナー/投稿募集	11
	都税事務所からのお知らせ	12
	支部・部会・委員会活動 南鳥山・粕谷支部/明大前支部/税制委員会	13~15
	会員紹介 (有)ヒマール・エンタープライズ / K's Cafe(ケースカフェ)	16
連載	No9 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介	17
	政策金融公庫からのお知らせ	18
連載	経理の知識 税理士 川辺洋二	19
連載	大切です!就業規則 第62回 社会保険労務士 齊藤信之	20
	編集後記	21



#### 税金クイズ 問題の答え

おととなっていきます。小学生:約876,000円/年間、1か月当たり約73,000円、中学生:  
約1,015,000円/年間、1か月当たり約84,600円、高校生:約985,000円/年間、1か月当  
たり約82,100円。  
義務教育費9年間でかかる費用、小学生:約876,000円×6年間=約5,256,000円、中学  
生:約1,015,000円×3年間=約3,045,000円。合計:約8,301,000円

公立学校の児童・生徒1人当たり年間教育費の税金での負担額(平成28年度)次のと  
【第1問】答え:③自転車  
自動車や原動機付自転車(原付/バイク)は毎年4月1日現在において所有する者にか  
かる税金として、自動車税や軽自動車税(いずれも地方税)があります。  
【第2問】答え:③84,600円

ほうじん

北沢

## インタビュー

石井博晶

北沢法人会・青年部会部会長  
BIS司法書士事務所代表  
司法書士・相続診断士・宅地建物取引士

# 相続争いをなくすのが 司法書士としての使命という 石井青年部会部会長に、 青年部会の今後を伺った。

今回は、今年4月に北沢法人会・青年部会部会長に就任された、BIS司法書士事務所代表の石井博晶さんにインタビューを行いました。司法書士として目指していること、業務での今後の展開、そしてコロナ禍で活動が制限される中、青年部会部会長として考えられていることを伺いました。

世田谷区で相続・遺言の相談、手続さは **BIS司法書士事務所**  
〒157-0062 東京都世田谷区南烏山5丁目12番9号 丸富ビル4階  
<http://www.bis-souzoku.jp/greeting>

## ■経歴

1995年3月埼玉県立松山高等学校卒業  
2000年3月法政大学法律学科卒業  
2007年3月不動産コンサルタント会社退社  
2007年4月司法書士法人立ち上げに協力  
2012年3月司法書士法人退所  
2012年4月BIS司法書士事務所開設  
2019年2月事務所を移転(千歳烏山徒歩2分)

## ■所属

簡裁訴訟代理関係業務認定会員  
(公社)成年後見センター・リーガルサポート正会員

## 相続手続きや成年後見という高齢者の財産管理を中心に行う。

**編集部** 本日は青年部会部会長の、石井さんの事務所を訪問しました。石井さんはBIS司法書士事務所を経営している司法書士の先生です。まず初めに簡単なプロフィールをお願いいたします。

**石井** 2012年4月に司法書士として独立しました。それ以前は、不動産のコンサルタント会社や司法書士事務所に勤めていました。独立時は自宅兼事務所で行っていましたが、2019年2月に事務所を南烏山に設けました。

**編集部** 司法書士のお仕事は地域密着でしょうか。それとも地域を限定せずに幅広く活動されているという感じでしょうか。

**石井** 基本的に私がやりたい司法書士の業務は、相続手続きや成年後見という高齢者に関わることが多い業務です。世

田谷区を中心に、地域密着を目指して活動しています。

**編集部** 石井さんは相続手続きや成年後見業務が中心ということですが、一般的には司法書士のお仕事内容はどのようなものなのでしょうか。皆さん法人なので、ご存じの方も多いと思いますが、簡単に説明をお願いします。

**石井** 司法書士は、登記手続業務がメインの仕事です。例えば不動産を購入したときの登記手続きとか、会社設立、本店移転や商号の変更、そうした登記手続きを代行して請け負うのが主な仕事です。私も法人等の会社の業務をお手伝いすることも非常に多いのですが、相続手続きや成年後見業務を中心に行っていきたいと思っています。



**編集部** 地域密着と言っても、一般の方が司法書士の先生の事務所に相談に行くのは、弁護士の先生のところに相談に行くように、なかなか敷居が高いと感じます。

**石井** 確かに、法律知識の部分に関して弁護士に相談に行くのは、敷居が高いイメージがあります。私が司法書士試験に合格した頃は、司法書士は「街の法律家」と言われており、より身近に感じる存在というアピールをしていました。私も「街の法律家」を目指して、誰でも気軽に相談していただけるように心がけています。

## 遺言書は、相続人の間で争いを起こさないようにすることが目的。

**編集部** コロナ禍で、対面で相談しにくくなっていると思います。コロナ禍でご苦労されたこと、新しく始めたことがあればお聞かせください。

**石井** 司法書士の仕事、特に私がメインとしている相続や成年後見業務は、コロナの影響を受けにくいと思っていましたが、自ら成年後見業務で携わっていた方がコロナで亡くなってしまったこともありますので、少しずつではありますが影響しているように思います。

一方で、コロナ禍で遠隔で手続きをお手伝いさせていただくことができるようになりました。福岡で遺言書を作りたいという友人の祖母がいましたが、感染が拡大する中では福岡に行けませんでした。zoomをつないでもらい、その方と会話をしながら内容を詰めました。最終的に

は、ご本人と親族の方と一緒に福岡の公証役場に行ってもらい、遺言書を完成させることができました。Web会議サービスの活用で、遠方の方ともやりとりができるというのは、ある意味チャンスだと感じる部分もあります。

**編集部** 高齢の方は、パソコンやアプリの使い方が分からない方も多いと思います。

**石井** そうなんです。やはりそういう方とzoomをやるためには、ご家族などの協力が必要にはなります。今回は、私の友人(孫)がiPadを使ってサポートしてくれて、3人で何度かzoom会議を行いました。そういう方がいないと、まだまだ難しいとは感じますが、今後は少しずつでもニーズがあればそのようなサポートもできるようにしていきたいと考えております。

**編集部** 遺産相続に関わるご家族と、zoomの使い方などでコミュニケーションがとれるのは、のちのちプラスになると思います。

**石井** 遺言書を作成するには、遺産を受け継ぐ方々との関係性も良好であることが望ましいです。ご高齢になってから作成するとなると、ご本人だけではなかなか難しいので、ご親族の協力も必要になることがあり、大事なことかと思えます。遺言書は、相続人の間で争いを起こさないようにすることが目的です。相続争いが起きてしまう前提であったとしても、できる限り争いが起こりにくい遺言書を作成することが大切です。

**編集部** 遺産のことで争いが起きないように考えていただけ



左から:石井青年部会長、インタビューの竹股広報委員長・長沼広報委員。

る司法書士さんなら、依頼したい人はたくさんいると思います。弁護士の先生の場合は、揉める前提で依頼するという印象があります。

石井 最初から揉める前提の遺言書を作成するのなら、私に関わる意味が薄れてしまうように思います。弁護士の方々も揉める前提というわけではありませんが、私の場合、その前提であるときは初めから弁護士に関わってもらうことが多いです。

やはり司法書士という業種だからだと思いますが、どのような関係だとしても、できる限り争いは避けておいた方が良く、争いを避けられるのであれば少しでもそのお手伝いができたら幸せだなと思います。

編集部 法人は利益追求なので、法人同士で利益が相反する場合があります。そういうときに、法律的に有利なら訴えるケースもあります。しかし10年後、20年後も同じ業種でやっていく、業界内で助け合うことを考えると、石井さんに仲を取り持ってもらえば、共存共栄ができるのではと感じました。

## 思いを波及させるために、 事務所の司法書士の人数を増やしていきたい。

編集部 事務所に烏山を選んだきっかけは何だったのでしょうか。

石井 実家が埼玉県で、妻の実家が日吉の方。その中間くらいの世

田谷区で家を買いたいというのがありました。たまたま烏山にいい物件があったので住み始めて、事務所も烏山に開設しました。

編集部 BIS司法書士事務所は、今後どのような展開をしていきたいとお考えですか。

石井 現在、事務所の司法書士有資格者は私一人です。相続などでもめない社会を作りたいという思いがありますので、そうした意識をいろいろな人たちに波及していく、伝えていけるように、地域密着はそのまま、事務所の司法書士の人数を継続的に増やしていきたいと思っています。

編集部 地域密着に関してですが、石井さんは法人会以外に、町内会、商店街、消防団、そうしたところに参加されているのでしょうか。

石井 「えるもーる烏山・烏山駅前通り商店街振興組合」でお世話になっています。独立してから法人会をご紹介いただいて入会し、その後にもまたご紹介で青年会議所に入り、そのつながりで烏山駅前通り商店街にお世話になっています。商店街に入ったときも、法人会や青年会議所をやらせていただいたおかげで、まずは相手のこと・その会のことを考えて行動するというスタンスで参加できました。最初は多少の警戒感があったかもしれませんが、いろいろな方々と一緒にお祭りや各事業を経験していくと自然と仲間意識が生まれて受け入れてもらえるのかなあと、今はありがたく感じております。

法人会がすべての縁の始まりで、人との関係性という部分において、非常にありがたいと思っています。仕事に関しては、人間関係で何と



駅から近い4階の見晴らしの良いオフィスに、石井さんと4人のスタッフが働く。スタッフのお一人は奥様。

かなっている部分があります。ですから、今後も人との関係性は大切にしていきたいと思います。

**編集部** 法人会だけで固まるのではなくて、地域に溶け込んで、いろいろな活動をするのが大事だと改めて思います。最初、警戒感を持たれたということですが、いまは深く関わっておられます。その経験が次の方にもきっと生かされると思います。その貴重な経験を、ぜひ法人会でご教授いただけたらと思います。

## 法人会での先輩の指導や怒られた経験が現在に生きている。

**編集部** 法人会に入ったきっかけをお聞かせください。

**石井** 独立したときに、ある朝活に入りました。そこにいた方にご紹介いただき、法人会に入会しました。独立して1年くらい経った頃です。それまで縁のなかった地域で独立したので、地域につながっていかなければという思いがあり加入しました。

**編集部** 法人会に入ってどう感じましたか。

**石井** 当時の部会長、筆頭副部会長に、加入3、4か月で全国大会に連れて行っていただきました。独立して一人で何とか頑張っていた時でしたので、私は当時あまり回りからとやかく言われるのが好きではなかったように思いますが、その全国大会の時にいろいろご指導をい



ただきました。というか怒られました(笑)。先輩を敬うのは当たり前ですが、団体行動の仕方や人への気の使い方とかです(笑)学生時代は体育会系でしたので、先輩を敬うとか、人への気の使い方とか、分かっていると思っていましたが、まだまだ全然足りないということを思い知りました。

今思うのは、そのときに怒られたことが、今に生きているということです。そうした教えにより、現在の人間関係が出来上がっていると思いますので、非常にありがたかったと思います。

**編集部** 法人会は独立して自分で稼いでいる一国一城の主が多い。そういう方が、「お前何やっているんだ」と怒られるのは、法人会でないとなかなか経験できません。頭にくることもあると思いますが、数年経つと自分の力になってきます。それがあから、石井さんは青年部会部会長になっているのだと思います。

## 次代を担う人材不足が大きな課題。親会との良好な関係づくりを進めたい。

**編集部** 青年部会の現在の課題は何でしょうか。





石井 青年部会部会長の立場になって、いろいろ気づくことができました。青年部会部会長は、自分の勉強にもなるのでありがたいと感じます。

課題のひとつは、人材の不足です。我々世代の若手は、あと4、5年で結構な数が卒業してしまいます。その後の青年部会を背負って立つ若手もおりますが、人数的にはだいぶ少なくなってしまうと思います。35～40歳くらいの仲間をもっと増やしていかないと、私たちの世代がいなくなったあとは、本当に人材が不足すると思います。

コロナ禍で北澤八幡神社の例大祭や「ふくふくスタンプラリー」がない現状ではありますが、自分が目指したいのは、青年部会の人間が各支部に出向くことによって、支部での先輩たちとの関係性をしっかりと作り、そして、支部から同じくらいの年齢の人を青年部会の方に連れてくることにより、支部会も青年部会もより強くなれないかと考えています。

これまで青年部会は、独自で成り立っていましたが、青年部会の年代の人たちが支部でも活動して、下北沢支部のようにうまく回していくことが必要だと感じます。青年部会は、例大祭と「ふくふくスタンプラリー」をやり切ることが大切ですが、私は青年部会と親会との良好な関係づくりを推進したいと考えています。

編集部 青年部会と親会の活動は、ある意味断絶しているところがありますね。

石井 各支部にも寄りますが、支部との関係性はやはり希薄だと感じます。支部の人たちと青年部会の人たちとの交流が生まれてくると、支部から青年部会に、青年部会から支部にという人も増えると思います。双方の活性化が図れるのではないのでしょうか。そうした考えで、青年部会の仲間にも、できるだけ支部会に出席するように話をしています。

編集部 石井さんが目指している、青年部会と親会との融合、青年部会と親会をつなげていこうという壮大な目標は、エネルギーで素晴らしいですね。法人会は、これからは横系を作っていくことが重要です。そこに、青年部会の太い横系が入るのが理想です。青年部会は、支部も委員会も関係もなく、横のつながりでできていますから、そうした役割はまさに打って付けだと思います。石井さんが部会長になってから、委員会にも青年部会の方が出席されるようになりました。

石井 出席者が決まっているのが悩みです。

編集部 石井さんが先を見越してどんどん活動される。青年部会の力強さを感じます。入会申込書では、法人会、青年部会、女性部会、それぞれ入るところをチェックします。それぞれの名簿を照らし合わせて、お互いに参加をお願いするのもひとつの案ですね。

石井 そのあたりをもう少し活用したいですね。加入したばかりの人たちを集めて、名刺交換会をやるのも手だと思います。

## 青年部会のキャッチフレーズは、「未来へのチャレンジ、挑戦」。

編集部 青年部会にはキャッチフレーズの伝統があります。

石井 私は「未来へのチャレンジ」にしました。コロナ禍ということもあり、違う発想をしていかなければ難しいので、このキャッチフレーズを掲げて活動していきたいと思っています。

編集部 最後に、青年部会部会長としての今後の豊富抱負をお願いします。

石井 私は、「ついて来い!行くぞ!」というタイプではありません。「よかったらついてきてください」という感じです(笑)。いろいろと考えを巡らしすぎて、ぶれることもあります。これだと決めたら突き進んでいきたいと思っています。

できるだけ多くの人に青年部会を見てもらい、加入してもらおうのが大きな目標のひとつです。加えて、みんなが支部の先輩たちとの関係性をより身近なものにしていけたら、支部との関係性もより良くなり、結果的に相乗効果で人が増えていくと思いますので、引き続きご協力をよろしく願いいたします。

編集部 期待しています。本日はありがとうございました。



## 第37回法人会全国大会(岩手大会)

来年度の法人会として会員の皆様のご意見等をまとめた税制改正要望が発表される、法人会全国大会が、昨年実施出来なかった岩手県盛岡市で開催されました。ただ、コロナ禍が完全に収束していなかった為、最終的には現地の「盛岡市民文化ホール」と「全法連会館4F会場」を結んでの二元中継の形式で開催されました。

第一部「記念講演会」はアイリスオーヤマ株式会社代表取締役大山健太郎様が「ユーザーイン経営」というテーマで、創業当初は漁業用のプラスチックの浮きから始まり、その後ユーザー目線による便利で必要なものを作ることで、今ではマスクや水等の幅広い商品を現地生産、現地販売で事業を展開し、地方から世界で展開するグローバル企業に成長させた経験談等がお話されました。

講師:アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長 大山健太郎氏 演題:「ユーザーイン経営」 会場:ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング4階「メトロポリタンホール」

第二部は「大会式典」で盛岡と東京会場からそれぞれ来賓祝辞、表彰受彰会紹介後、全法連税制委員長として当会の飯野会長が東京会場から「税制改正提言の報告」が行われました。同提言は会員企業からの要望意見、アンケートをもとに税制委員会で取りまとめられたもので今年は「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」等からなっており、見やすくわかりやすいパッケージを用いながら報告が行われました。報告終了後は、租税教育活動の事例発表、来年度開催予定地の千葉県連の紹介ビデオ等の上映があり無事に二元



中継による岩手大会は終了しました。来年の千葉大会は全国の法人会が実際に集って開催出来ることを心より願います。

(事務局 廣住 純)

## 東京法人会連合会 第一回広報委員会

去る9月3日(金)「令和3年度第一回広報委員会」が全法連会館にて開催された。

参加者は13名(内2名リモート)、加藤和夫(青梅法人会)委員長の冒頭のあいさつで始まり三つの議題が協議され、四つの報告事項が承認された。

## &lt;議題&gt;

- 1,東法連広報委員長・全法連広報委員について
- 2,令和3年度の広報媒体事業について
- 3,法人会アンケートシステムを活用した東法連独自の調査実施について

## &lt;報告事項&gt;

- 1,令和3年度広報関連の事業計画
- 2,全法連広報委員会の審議状況について
- 3,新設法人へのダイレクトメールの配信
- 4,福利厚生制度50周年キャンペーンについて

コロナの影響でなかなか広報活動ができない中、JRや地下鉄の中にて車内広告を昨年同様に実施する事、法人会アンケートシステムの登録推進を図る。の二点が印象的であった。

(担当副会長 金子健太郎)



特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体潤滑剤・機能性被膜剤。

**DRILUBE 東洋ドライループ株式会社**  
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<http://www.drilube.co.jp>

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4  
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

 **株式会社大成出版社**

<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11  
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777

**ACE エースの作業用手袋**

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

 **小野商事株式会社**

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6  
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

 **株式会社セガワ**

[k-segawa.jp](http://k-segawa.jp)

代表取締役社長 渡瀬 文史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13  
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

— 法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」まとまる —

# コロナ禍の影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」などからなっている。

全法連では、全国75万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

## I 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組みれば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

○感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医

療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

### 3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

### 2. 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を

本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

### 3. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

### 4. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○取引相場のない株式の評価については、企業規

模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

## III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

## IV 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

## V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

東京法人連合会

投稿コーナー  
「私のイチオシ」

- ・自慢のペットのイチオシ写真!
  - ・イチオシの趣味!
  - ・スイーツやランチ、イチオシの食べ物!
- あなたのイチオシをお送りください!!



近所の“イチオシ”珍スポット

このトンネルは芦花公園駅と環八の間にあります。  
背中を丸めながら歩かないと頭がぶつかってしまいます。  
○投稿者 桜上水支部 高宮英輝

投稿募集集中!!!



イチオシスコッチ「タリスカー」

イギリス スカイ島で作られるスコッチ  
「タリスカー10年」

作家スティーブソンが「King of Drinks (酒の王様)」と  
絶賛したお酒。

一口含めば強いスモーキーなピートが押寄せ、  
その後感じる塩味が、“Maid by Sea”と表するだけ有り  
海を思わせる。しかもほのかに甘い。

イチオシの飲み方はハイボール。

ボトルごと冷凍庫でキンキンに凍らせ(凍らないけど)  
薄はリグラスでいただくと絶品です。

イチオシの理由はもう一つ、

安い酒屋では何と約3000円で買えちゃいます!!

○投稿者 梅丘支部 細井眞一

投稿方法 投稿したい画像や文章に以下を添えて事務局へ

①お名前もしくはペンネーム ②コメント等 ③連絡先(住所・電話番号など、掲載はいたしません、無くても可)を添えて、北沢法人会・事務局へメール or ファックスなどでお送りください。



Fax ▶ 03-5450-7122

Mail ▶ info@kitazawahoujinkai.or.jp

Mail QR▲

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 手数料はかかりません。



## 納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

## 納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。  
（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

## 利用できるアプリ（令和3年11月1日時点）



## 注意事項

- **領収証書は発行されません。**  
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- **納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。**
- **事前に登録及びチャージをする必要があります。**  
※PayBとモバイルレジについては、お支払になる口座に納付金額をご準備ください。
- **バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。**  
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局  
ホームページ



南烏山・  
粕谷支部

## 南烏山・粕谷支部会員会議

7月27日(火) / 参加者17名 / 場所:世田谷自動車学校大教室

7月支部会員会議を開催し次回行第1回公開税務研修会について支部会員の方と確認を行いました。

最初に支部長から2年間皆さんとともに南烏山・粕谷支部としての法人会活動を行っていきますとの挨拶がありました。

続きまして、小松大祐都議会議員よりご挨拶と東京都の現状についてご報告とお話を伺うことができました。

その後、議事に入る前に「Zoom初心者のための研修会」として支部長より簡単なレクチャーがありました。

アプリのダウンロードの仕方や参加の仕方などこれから始める方への話を行い、また、今後ビジネスにも有効活用できるのでぜひトライしてみてくださいと締めくくられました。

次に「第1回公開税務研修会について」

開催日 9月7日(火)18:00～

場 所 世田谷自動車学校大教室

テーマ 消費税インボイス制度について

講 師 北沢税務署法人課税第一部門

統括国税調査官 井波 正春様・上席国税調査官 石川 龍児様のお二人に講演頂く事を報告され、またその際に小冊子「基礎からわかるインボイス」を支部が購入し出席者に配布することも合わせて報告いたしました。

コロナ感染の終息も見えない中、会員懇親会も難しいことからお弁当をお持ち帰り頂くことも了承いただきました。

その他、第2回税務研修会についての検討と「地球温暖化対策報告書」作成依頼書の提出について会員の皆様にお話し全ての議事は終了しました。議事終了後、お弁当をお渡し解散いたしました。

昨年のコロナ感染症蔓延に伴いすべての支部活動が制限され支部会員の方とは1年ぶりにお会いすることとなりま

したが対面で会議をおこえることはほんとうにありがたいことだと感じました。

今後もまだまだ予断を許さない状況ですがしっかりと感染対策を施し、ガイドラインを厳守しながら支部活動を進めてまいりたいと思います。

支部より用意した感染対策用品:非接触体温計、フェイスシールド、アルコール消毒液 (支部長 塩田直人)



明大前支部

## 第1回公開税務研修会

講師:北沢税務署  
法人課税部門 第一統括官  
井波正春様

9月17日(金) / 参加者15名 / 場所:昭和信用金庫明大前支店

明大前支部では、令和3年9月17日(金)に、第1回の公開税務研修会を開催しました。最近ではZOOMによるオンライン型で研修会を開催していましたが、第1回の公開税務研修会は、10月より緊急事態宣言の解除が見込まれましたので、会場の感染対策を行い昭和信用金庫明大前支店での集合型の研修会を開催しました。

講師を北沢税務署 法人課税部門 第一統括官 井波正春先生にお願いし、『消費税インボイス制度』というテーマでお話を頂きました。今回の研修会には、15名の方に参加頂きました。

税務研修会の内容としては、令和5年10月1日からスタートするインボイス制度についてが内容の中心となり、また、令和3年10月1日から開始されるインボイス発行事業者の登録についてお話しして頂きました。インボイス発行事業者の登録については登録申請書の提出により行いますが、可能であれば、書面での提出ではなく、e-taxを利用して電子申告にて行って欲しいというのが、国側の要望としてあるようです。

令和元年10月1日から区分記載請求書等保存方式が開始されていますが、適格請求書等(インボイス)との違いに

ついて、まず税務署から通知される登録番号の記載が必要であること及び金額の書き方について決められていることがあります。

その他に、現在消費税の免税事業者についてインボイス制度が始まったらどうなるのか?についても説明して頂きました。インボイス発行事業になった場合には、納税も必要となるので、税負担の増加について確認が必要です。

今回のインボイス制度の開始は、法人事業者だけでなく、個人事業者も含め全ての事業者に関係のあるテーマであり、開始時期まではまだ、2年程度はありますが、早めの準備が必要であると感じました。

今回も研修会終了後の懇親会は中止ということで、この

まま新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き、次回第2回の公開税務研修会の際には、研修会の終了後に懇親会も開催できればと思います。

(明大前支部 副支部長 山田稔幸)



税制委員会

## 公開税務研修会

講師:株式会社ストライク業務支援部  
公認会計士・税理士  
大山陽一様

10月14日(木) / 参加者17名 / 場所:北沢法人会館

税制委員会では、令和3年10月14日(木)に、令和3年度公開税務研修会を開催しました。昨年は新型コロナウイルス感染症のため、開催が出来なかったため、2年ぶりの開催となります。

当初は、ZOOMを使用したオンライン形式による開催も検討しましたが、10月より緊急事態宣言の解除も見込まれたため、法人会館での集合型の研修会での開催とさせて頂きました。

研修会の内容は、株式会社ストライク業務支援部の公認会計士・税理士の大山陽一先生による『事業承継M&Aのポイント』というテーマでお話をさせて頂きました。

日本全体の全企業のうち中小企業の占める割合は99.7%であり、中小企業で働く従業員数は、日本の全従業員数の約70%を占めています。その中で60代以上の経営



者年齢の高い企業において約半数の会社に後継者が不在しているという現状になっています。また、休廃業・解散件数は10年前の2009年の25,448件から2020年は約2倍の49,698件となっていて、中小企業の事業承継は、近々の課題となっています。

研修の中では、M&Aの事例の紹介もあり、

- ①躊躇せず早めの相談で、候補となる譲渡先が多く出る可能性UP
  - ②会社が債務超過でもM&Aを実現し、個人保証した経営者の破産を回避できるケースも。
  - ③会社全体ではなく、事業の一部のみをM&Aで譲渡することも可能です。
- の3件のお話がありました。

また、中小企業のM&Aでの譲渡する場合における譲渡価額の算定の一般的な考え方についても説明をして頂きました。

質疑応答の時間も設けて頂き参加者の方からいくつかの質問があり参加者の中にも事業承継の問題は非常に興味のあるテーマであったと感じております。

10月になり、新型コロナウイルス感染症の感染者数も減少傾向になっていますので、このまま新型コロナウイルス感染症が収束し、通常の法人会の活動を続けることができればと思います。(税制委員長 山田稔幸)

南烏山・  
粕谷支部

## 第1回公開税務研修会

講師:北沢税務署 第一統括調査官  
井波正春 様

9月7日(火) / 参加者23名 / 場所:世田谷自動車学校内大教室

このたび9月7日に世田谷自動車学校内大教室におきまして第1回公開税務研修会開催致しましたところ、多くの方にご参加いただきました。

この2年余りの間コロナウィルス感染症蔓延のため、活動が制限され対面での会議やバス研修そして公開税務研修までもが中止せねばならない状況でした。

まだまだ非常事態宣言の延長があるやに聞こえてくる状況ですが、やれないことでモヤモヤするのではなく、やるにはどうしたらできるのかを考えて前に進もうと役員一同考え、今回対面での研修会を行うことといたしました。

南烏山・粕谷支部会員21名、他支部から2名の総勢23名にご参加いただき実りのある研修会となりました。



井波統括が支部で購入いたしました小冊子「基礎からわかるインボイス」と国税庁監修の適格請求書等保存方式の概要リーフレットを相互に使いながらわかりやすく時には細かくご説明いただき会員の方たちはインボイスについて少なからず理解できたことと思います。

まだまだスタート地点立ったところではありますが令和5年3月31

日までには登録申請する必要があることが皆さんわかっていただけたように感じました。

南烏山・粕谷支部としては今後も会員のため引き続きインボイス制度は始まる令和5年10月1日までにフォローアップできるよう考えていきたいと思えます。

また来年2月初旬には第2回公開税務研修会を計画していますので会員の希望も聞きながら今後テーマ決めていきたいと思えます。

コロナウィルス感染症の脅威はいつ終息するかわかりません北沢法人会の会員の皆様のご健康そして各御会社のご繁栄を願いつつ公開税務研修会のご報告とさせていただきます。

(支部長 塩田 直人)



## 第一回南烏山・粕谷支部公開税務研修会アンケート集計

## 1、今回のテーマ「消費税インボイス制度について」

## ■テーマの選択について

●良かった:13

## 【理由】

- ・これから準備しておく、R5.10.1から始まるまでに安心です。
- ・説明が解かりやすかった。
- ・まもなく施行されるものなので、内容の話の聞いて参考になった。
- ・全く知らない制度であったので。
- ・初めての内容だったので為になりました。
- ・インボイス制度について理解できた。
- ・初めて知りました。
- ・自分の会社は関係ないと思っていたが大いに関係があることが知れたから。

●良くなかった:1

## 【理由】

- ・まだ実感が無い

## ■教材について

●有効活用できる:13

## 【理由】

- ・手続等初めてのことなので、法人会の本はとても参考になります。
- ・法人会のパンフレットはイラストも多く分かりやすい。
- ・分かりやすく手元にあると安心。
- ・法人会の本は読みやすい。
- ・読みやすかった。
- ・手元にあるので今後も利用できる。
- ・先生もおっしゃっていましたが、法人会の資料は非常にわかりやすいと思えました。

●必要ない:0

●わからない:1

## 【理由】

- ・先の事なので見ても忘れてしまう。

## ■内容について

●分かった:9

## 【理由】

- ・インボイス発行業者とそうでない人との違いを理解できた。
- ・ざっくり理解できたが、問題点等の

説明についてもっと知りたい。

- ・法人会のパンフレットはイラストも多く分かりやすい。
- ・インボイスという言葉から知らなかったのととても参考になりました。

●分からなかった:5

## 【理由】

- ・説明内容及び資料のページも色々とんでいたもので何となくまとまってなかった様思う。
- ・時期が早すぎる。
- ・インボイス登録のことは解かったが、帳簿、伝票(納品書、請求書等)は今まで通りで良いのかの説明が無かったので第2回目は皆様が参考書を読んでくると思うのもう一度行ってほしい。
- ・インボイス制度は分かりました、登録することによって利益か不利益があると思いますが、この点あまりよく分からなかった、登録手続きは分かりました。

## 2、今後のテーマについて

●もう一度インボイスを聞きたい:8

- ・もう一度聞いてみたい。
- ・参考資料を読んだ後、もう一度行った方が良いと思えます。
- ・一年後に聞きたい。

●取りあえず戴いた本をもう一度読むと分かるのではと思っています。

●期限が近づいてきたら、確認で再度聞きたいと思う。

●更に詳しく、実務上発生しうる問題等。

●今回出席できなかった会員にも。

●理解できた

●他のテーマを聞きたい:6

- ・SDGsについて
- ・地域でSDZsを行う具体的な提案等
- ・コロナの助成金についてどのような助成金が支給されるか聞きたい
- ・税の勉強と楽しい話を混ぜて(コロナが終わってから)
- ・歩人税率の今後について。
- ・今は思いつきません。

## 南烏山・粕谷支部 >>> (有)ヒマール・エンタープライズ 代表 スク バハドゥール ケーシー



ごあいさつ Greeting

本場のシェフ直伝! スパイスたっぷりの優しい味。  
 千歳烏山、成城、国領の3店舗を展開するK.C.はネパール・インド料理のお店です。  
 スパイスが香る、フレッシュなカレーはオーダーごとにお作りする本場の味。  
 タンドール窯で調理するスパイスの効いた炭焼き料理など、  
 専門店ならではの料理をお楽しみください。お持ち帰り・テイクアウトできます



**K.C.千歳烏山本店**  
 南烏山5-13-2 三松ビル2F  
 tel.03-5383-5430

LUNCH 11:00~15:00  
 DINNER 17:00~23:00 (23:30LO)

**K.C.成城店**  
 tel.03-3789-6330

区民センター  
**千歳烏山駅**

※東口より徒歩2分

シミズヤ (スーパー)

みずほ銀行

三松ビル2F

**K.C.国領店**  
 tel.042-487-2835

## 下北沢支部 >>> K's Cafe 代表 佐野邦明



### ダイエット研究所 by K's Cafe

科学論文に基づいた方法で

# 2ヶ月で4~7 kg

運動なしで減量できる  
プログラムを提供します。

痩せなかったら  
約85%返金しますよ!

ホームページは  
こちらか



北沢法人会特別クーポン

# 先着3名様 半額

お問い合わせ: kscafe@mac.com

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング

## (利) 株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7  
 パインフィールドビル6階  
 TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

明日への新情報通信システムを構築する。  
 情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

## 三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12  
 TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。  
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

No.  
9

## ペンギン先生の居眠り法律相談所

弁護士  
水口 瑛介



### 「お饅頭に焼印は必要？」の巻

ピストロ「ファブル」にて

**佐藤:** 先日は、個人情報保護法について教えていただきありがとうございました！

うちの看板メニューの鴨ローストはいかがですか??

**ペンギン先生:** いやー、ジューシーでとても美味しいです！

**佐々木部長:** ペンギン先生ご無沙汰しております！相談に乗ってもらった上に佐藤のお店にも来てもらって、ありがとうございます！

あ、そうそう、名刺が新しくなったのでお渡しさせていただきます。

**ペ:** …あれ！課長から部長に昇進されたんですね！

おめでとうございます！

佐藤さん、とびっきり良いワインを1本！

**佐藤:** はいよ!!

**佐々木:** 10月から部長になったんですが、管理職は大変ですよ…。役員からは部の営業成績が悪いって詰められますし、部下もこまめにケアしないと今時すぐ辞められてしまいますからね。

しかも、社内はテレワークで全然人がいないのに、私だけ印鑑を押すために毎日のように出勤ですよ…。

**ペ:** 霞ヶ関では印鑑がほとんど無くなったと聞きますけど、佐々木さんの会社は残ってるんですね。

**佐々木:** 印鑑ゼロなんて、うちみたいな会社では全然ですよ。FAXだってまだ使ってるんですから…。

契約書、請求書、領収書、書類はなんでも印鑑が必要なんです。1日に何十回もポンポン押してますよ。こちらら饅頭屋じゃないっての！あ、大学生の時に、温泉地にある饅頭屋で焼印押すバイトしてたんです。

**ペ:** お饅頭に焼印ですか…気になります。

**佐々木:** じっくりと焼印を熱して丁寧に押さないと、かすれたりブレたりしてしまうんですよ。蒸し饅頭と焼き饅頭でもコツが違いますし…。

**ペ:** あ、もう大丈夫です。

**佐々木:** …とにかく、部長になったことで仕事大幅が増えてしまって。

**ペ:** その印鑑、本当に必要ですかね？

**佐々木:** えっ??!

**ペ:** 何のために印鑑を押すのか、法的な意味から考えてみましょうか。

**佐々木:** といいますと？

**ペ:** 契約の有効な成立のために、必ず印鑑がいるわけじゃないんです。では、なぜ印鑑を押すかという、印鑑を押すことで、印鑑に名前が表示されている人、つまり代表印だったら会社になりますが、その意思に基づくことが推定されることになるからです。

**佐々木:** 印鑑を押す法的な意味なんて考えたことなかったです。

**ペ:** 代表印は会社で厳重に保管と運用がされていますよね。これが押されているということは社内できちんと決済された会社の意思

表示だと考えることができるというわけです。

代表印が押されているのに、会社がそんな契約を締結したつもりはないと後から主張することは難しいということですね。取引相手としては、その裏返しとして、代表印が押されている契約書は有効に成立したものと考えることができるということになりますね。

**佐々木:** つまり、会社がきちんと認めた契約ですよという証拠を相手に与えることになるのですね。取引相手としては印鑑を押して欲しいですよ。うちも相手の印鑑は欲しいですね。

**ペ:** なので、契約書には印鑑は必要でしょうね。

他方で、請求書や領収書に代表印は必要でしょうか？

請求書はすでに成立した契約に基づくものですから押印された契約書があるでしょうし、領収書は銀行の振込履歴がありますよね。つまり、会社の意思であることを厳格に示す必要まではないとも考えられますよね。

**佐々木:** そう言われてみると、請求書や領収書が偽造だなんて取引先とトラブルになる可能性なんて現実的にはなさそうですね。これは印鑑を廃止できるかもしれませんね。

でも、契約書はやっぱり印鑑が必要か…。

**ペ:** 電子契約にしてみるのはいかがでしょうか？

**佐々木:** タクシーの中の広告とかで見ますけど、クラウドサインとかNINJA SIGNとか、最近色々あるみたいですね。

でも、なんか胡散臭い気がして、導入を本気で考えたことなかったです。

印鑑で実際に押すのと同じ効果があるものなののでしょうか。

**ペ:** 電子契約の場合、運営会社が双方の電子署名が行われたことをタイムスタンプ付きで記録してくれていますから、印鑑を実際に押した場合と証拠としての価値は変わりません。

一部、法律で書面で締結しないといけないとされている契約もあるんですけど、それも段々と変わってくると思います。

**佐々木:** そうなんですか！

電子契約良さそうですね、役員に相談してみることにします。

**佐藤:** ペンギン先生、ワインのテイスティングお願いします。

**ペ:** ん————、これは!!!焼き饅頭のような香ばしさが感じられる味わいですね!

執筆者紹介

※独立開業にあたり連絡先が変わりました。

アーティファクト法律事務所

弁護士 水口 瑛介

〒155-0031 東京都世田谷区北沢2-27-9 1F

ウェブサイトURL: <https://artifact.law>

メールアドレス: [mizuguchi@artifact.law](mailto:mizuguchi@artifact.law)



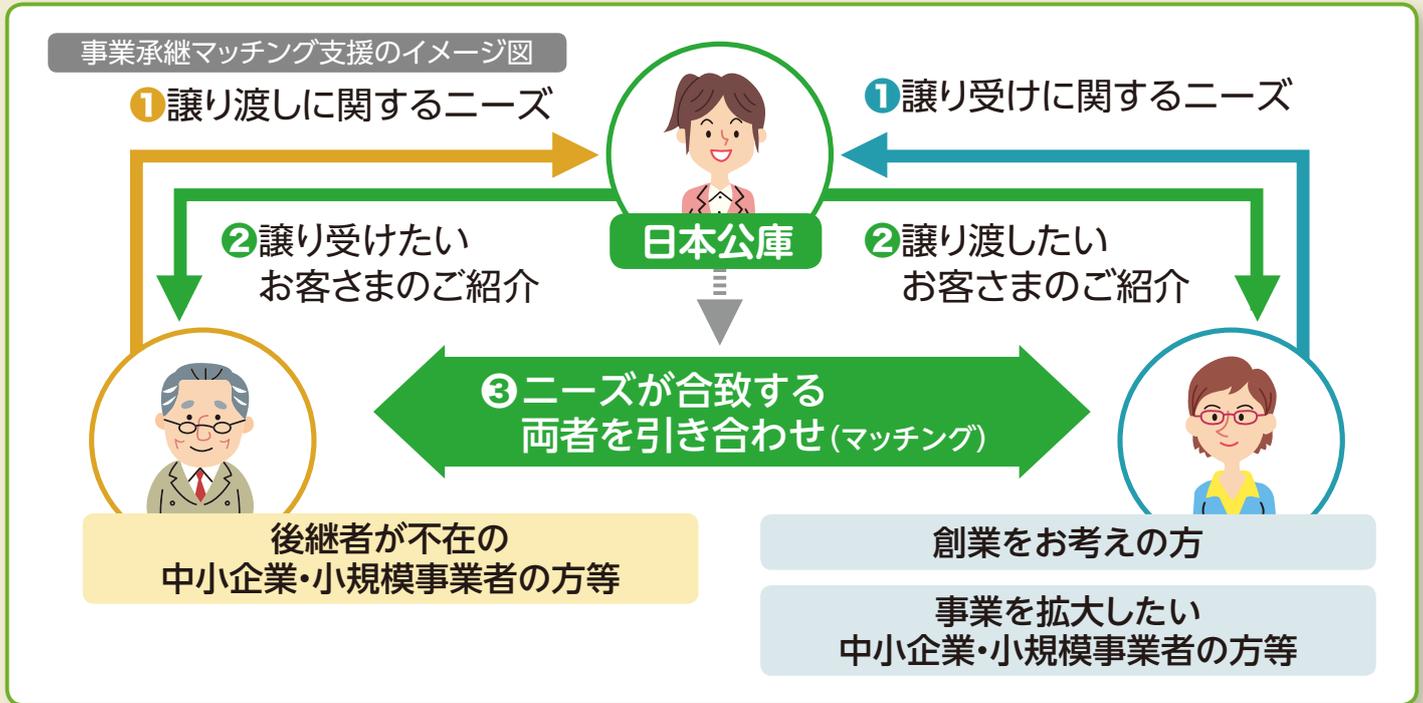
次回は当会明大前支部所属の山崎由紀子弁護士(妻)が担当します。



「事業を譲り渡したい」、「事業を譲り受けたい」とお考えの皆さまへ

# 事業承継マッチング支援のご案内

事業承継マッチング支援とは、後継者がいないことなどを理由に **事業を譲り渡したい** とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて **事業を譲り受けたい** とお考えの方をつなぐ、マッチングサービスです。



## 事業承継マッチング支援の4つの特徴

- 1 小規模事業者の方のご利用が中心**  
日本公庫(国民生活事業)の融資先の約9割は、従業員数9人以下の小規模事業者の方です。本サービスにおいても、小規模事業者の方のご利用が中心になります。
- 2 事業を受け継いで創業(継ぐスタ)される方も対象**  
近年、「事業を受け継いでスタートする創業形態」(略称:継ぐスタ)への関心が高まってきています。譲受希望の場合は、事業を営んでいる方(法人企業および個人企業のいずれも対象です。)に加えて、「継ぐスタ」をお考えの方も、本サービスをご利用いただけます。
- 3 専門担当者によるサポート**  
日本公庫の専門担当者が、お客さまのご希望を踏まえ、お相手(マッチングの候補)をお探しします。また、マッチング後のお困りごとにも親身に対応します。
- 4 無料のサービス**  
譲渡希望・譲受希望いずれの方も、本サービスを無料(注)でご利用いただけます。  
(注)本サービスとは別に、弁護士等の専門家の支援を受けられる場合は、当該支援について、お客さまに費用負担が生じる可能性があります。

詳しくは、日本公庫の「事業承継マッチング支援」ページをご覧ください。



## 短期前払費用

### 【質問】

当社は11月決算法人ですが、11月30日に翌期1年分の倉庫の家賃を前払いとして支払った場合、会計上の継続性により当期の損金として全額処理できるでしょうか？

また、雑誌の購読料の場合はどうでしょうか？

### 【回答】

前払費用とは、一定の契約に基づき、継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時に、まだ提供を受けていない役務に対応する費用の額をいいます。

ですから、前払費用は、支払利息、保険料、地代家賃等のような役務の提供を継続的に受けるもののうち、決算期末までにその役務の提供が終了していないものを処理するときに用いる勘定科目です。

そこで、11月決算法人が、翌月12月分の家賃の支払いをしたときの会計処理は以下となります。

11月支払時	(前払費用) ×× (現金預金) ××
12月	(地代家賃) ×× (前払費用) ××

このように、家賃などの支払経費は、原則として役務の提供を受けた月の損金となります。ですから、11月決算の法人が、11月に翌月12月分の家賃を支払っても、11月の損金にすることはできず、12月分の損金となります。

ところが、この取扱いについては、例外的に、翌月分以降分の支払いであっても、支払時に損金にできる場合があります。これは、基本通達2-2-14で明示されています。

### 【短期の前払費用 基通2-2-14】

前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時に、まだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同

じ)の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないものであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(注)例えば借入金や預金、有価証券に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要のあるものについては、後段の取り扱いの適用はないものとする。

さて、この前払費用の意義を分解してみると次のようになります。

- ①一定の契約に従って継続的に提供を受けること。すなわち、等質・等量のサービスがその期間中に継続的に提供されること
- ②役務の提供の対価であること
- ③翌期以降において時の経過に応じて費用化されるものであること
- ④現実にその対価を支払っていること

では、倉庫の家賃はどうでしょうか？

倉庫の家賃は、①倉庫の賃貸契約により、一定期間の間、等質・等量のサービスとして継続的に提供され、②これは役務の対価であり、③翌期以降において時の経過に応じて費用化されるものであるため、④現実に対価の支払いが行われていれば、短期前払費用の要件を満たします。

そこで、継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することを条件に、短期の前払費用として、損金処理が認められることになります。

なお、決算時から向こう2年分を支払った場合には、1年以内の部分についてだけ損金になる、ということにはならず、2年分の全額が前払費用として翌期に繰り越されることになるので、注意が必要です。

さて、最後になりましたが、雑誌の購読料についてはどうでしょうか？実は、雑誌の購読は、役務の提供ではなく、雑誌という物品の購入となるので、前払金として処理されることになり、損金算入は認められません。

### ■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

#### 東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階  
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571  
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

### ■執筆者の紹介

- ・税理士:川辺洋二
- ・事務所:川辺会計事務所  
世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103  
電話:03-5433-8380  
<http://kawabe-kaikei.com/>
- ・主な著作:「コストダウンのための原価のしくみ(日本能率協会)」他
- ・主な講演先:早稲田大学・日本FP協会



## 最低賃金が大幅アップ!改めて基本給のチェックを

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

この最低賃金には、産業や職種にかかわらず道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業について設定されている「特定最低賃金」の2種類あります。今回は、このうち「地域別最低賃金」について説明していきます。

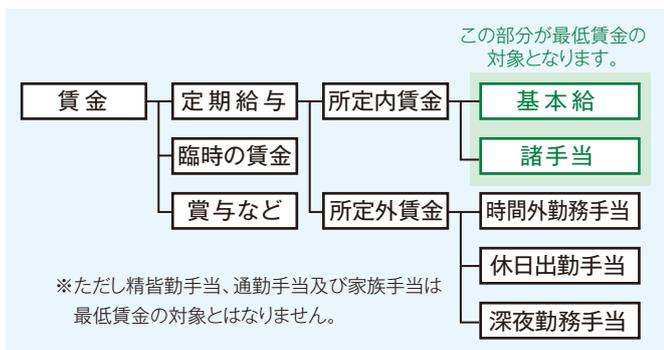
### 1. 東京都の地域別最低賃金

本年7月14日の中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)において「令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」が28円と決定されました。これを受けて東京都でも、10月1日以降の地域別最低賃金は、現行の時間額1,013円を28円引上げ(引上げ率2.76%)で、1,041円となりました。

### 2. 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金が時間額で示される通り、賃金額を時間額に換算して比較しなければなりません。まずはどのような賃金が対象になるかという、実際に支払われる賃金から次のi~vの賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- i 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ii 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- iii 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- iv 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- v 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- vi 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



### 3. 最低賃金額以上かどうかの確認方法

最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を原則、以下の方法で比較します。

#### (1) 時間給制の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

#### (2) 日給制の場合

$$\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

#### (3) 月給制の場合

$$\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

#### (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、その賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で割って時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

#### (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

### 4. 改めて賃金のチェックを

今回の最低賃金の28円引上げというのは過去最大の引上げ幅となっています。「うちは大丈夫だろう」と思い、従前どおりに賃金を正しく払っていたつもりでも、実は最低賃金以下になっていた、といった事態が起きかねません。そうすると結果的に未払い賃金が発生し、労使トラブルに発展したり、労働基準監督署の是正勧告を受けたり等、予期せる事態に発展することも想定されます。

最後に、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

特に就業規則などで月給制を採用されている場合は、改めて該当する規程のチェックをお勧めします。

参考資料:厚生労働省webサイト「最低賃金制度の概要」  
<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-09.htm>

レジリエンス社会保険労務士法人  
**Resilience**  
 レジリエンス社会保険労務士法人  
 社会保険労務士  
**斉藤 信之**

〒155-0031 東京都世田谷区北沢2-25-20 下北沢駅前共同ビル4階  
 TEL. **03-6407-9307**  
 Email: **info@resilience-sr.jp**  
 URL: **https://www.resilience-sr.jp**

世田谷区のオリンピック会場

経堂支部 岡本のぶ子

東京2020オリンピック・パラリンピックの馬術競技大会が開催されたJRA馬事公苑(世田谷区上用賀2-1-1)。この馬事公苑は、昭和39年に開催された第18回東京オリンピック競技大会の馬場馬術競技会場としても使用され、実に57年振り2回目のオリンピック・パラリンピックの開催となりました。近隣に住む私にとって馬事公苑は、小学校1年生の時に初めての遠足で訪れた場所だったこともありとても馴染み深く、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決まった時は感慨もひとしおでした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により無観客開催となり、大会期間中は猛暑の中で人馬が共にコンディションを崩さないことを願う日々でした。

近隣住民向けの見学会が開催されると聞き、9月6日(月)に行ってきました!

全体を見渡すとスタンドとスタンドの間に用賀駅のビジネス・スクウェアビルが見え、何とも不思議な気持ちになりました。

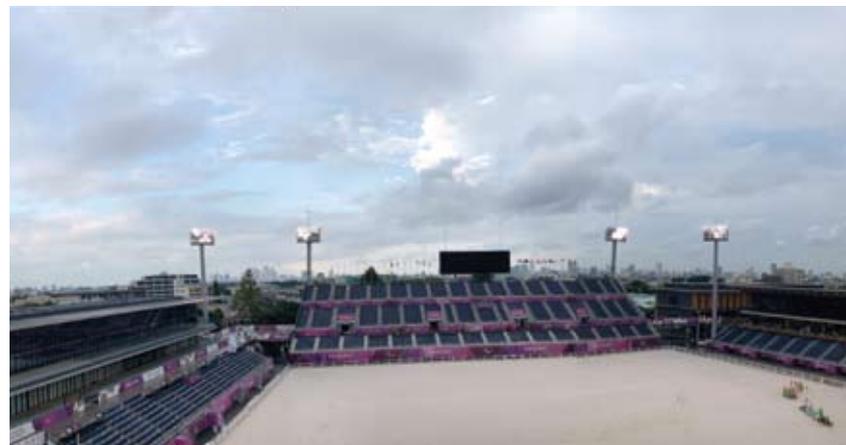
世界のアスリートが人馬一体となって熱戦を繰り広げた競技場を見下ろしながら、ぐるっとスタンド内を円を描くように階下へ向かって行くと、馬場に到着。そこには、オランダから輸入したという世界基準の白い砂(フェルト入り)が敷き詰められていました。(従来の馬事公苑に敷き詰められていた砂ではなく、世界基準の砂は、馬の脚に負担が無く、砂埃も上



がりにくくなっているそうです)

9月27日に東京オリンピック・パラリンピックを総括し、閉幕後の取り組みについて、大会組織委員会と競技団体が意見を交わすオンラインの会議が開かれた模様が報じられたNHKのニュースの中で「このあと非公開で行われた会議では、馬術やセーリングの関係者から競技会場に対する国際競技団体の評価が高く、国際大会を誘致し、会場の有効活用につなげたいといった意見」が出た。報じられていたのです。

“世田谷区の馬事公苑の競技場が世界中の馬術のアスリートに評価されていることを知り、我がことのようにとても嬉しかったです”



世田谷通りに面したけやき広場を通り抜け、馬事公苑の入り口へ。会場内の定点でスタッフの方々がソーシャルディスタンスを保ちながらスムーズに誘導していただき、流れに乗って足を進めると目の前には想像していたよりも遥かに高くそびえるスタンドが見えてきました。せっかくなので万国旗がたなびくスタンドの最上階まで登り、競技場

コロナ禍で、無観客開催という異例づくめの東京2020オリンピック・パラリンピックでしたが、世田谷の地で、世界のアスリートとの交流が更に発展することを期待しながら、私自身も、スポーツを楽しみたいと思う今日この頃です。

心のごもったセレモニーのご提案

**村上葬祭**

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営  
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

**株式会社 ムラカミ**  
murakami

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2  
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705  
http://www.murakami-sousai.co.jp/

各種広告デザイン

**GATT Design**

**有限会社ガットデザイン**

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B  
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

<p>北沢法人会広報誌第358号 <b>ほうじん北沢 10・11月号</b> 令和3年11月1日発行 発行所 公益社団法人 北沢法人会 〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1 TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122</p>	<p>発行人:飯野 光彦 広報委員長:竹股 克之 編集委員: 金子健太郎 長沼洋一郎 高宮英輝 細井 眞一</p>	<p><b>FSC</b> www.fsc.org ミックス 責任ある水質資源を 使用した紙 <b>FSC® C006410</b></p> <p>適切な森林管理がなされた原料から作られた紙を使用しています。</p>	<p><b>Non-VOC INK</b></p> <p>石油系の揮発性有機化合物(VOC)を含まないインキで印刷しています。</p>
---	---	--	---

毎週 **水** 曜日は

# 専門家相談会

相談料  
無料

## 第①水曜日

「東京都よろず支援拠点出張相談会」 協力：東京都よろず支援拠点

ご相談いただける内容

売上向上、事業再構築補助金やその他の補助金、事業承継、経営相談全般

## 第②水曜日

「税務・経営相談会」 協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容

事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

## 第③水曜日

「経営に関する弁護士相談会」 協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容

債権保全、回収、損害賠償、契約・取引に関するトラブル、クレーム対策等、法律に係る経営課題

## 第④水曜日

「人事・労務経営相談会」 協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容

社内規定の制定・見直し、各種助成金、労働・社会保険、働き方改革対応等、人事・労務に関する経営課題

[開催時間] 第 1 水曜日 ①10:00 ②11:30 ③14:00 ④15:30  
第 2～4 水曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします！

### 申込方法

お近くの店舗、または昭和信用金庫営業支援部（☎0120-872-315）にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 【予約受付時間】

平日 9:00～17:00 まで

相談料

無料

開催日

平日

時間

【完全予約制】 9:00～17:00（一回60分）

場所

シモキタフロント1階 昭和信用金庫 ATM コーナー隣  
世田谷区北沢 2-24-5（下北沢駅東口徒歩1分）

専門家相談会以外でも、常時ご相談を承っております。

令和3年7月1日現在

### 【昭和信用金庫 店舗一覧】

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	代田橋支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	



公益社団法人 北沢法人会

# 葬儀支援サービス



家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、  
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

2021年6月現在

ポイント

1

## 葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として  
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

### ●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金 (税込)
● 会員企業の75歳未満の役員	<b>無料</b>
● 会員企業の75歳以上の役員および役員のご家族*の方 <small>※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。</small>	<b>26.4万円</b> (税別24万円)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「北沢法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

## 葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや  
事前相談だけでもOK!!

### ●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

ヨニイシクミ  
**フリーコール 0120-421-493**

まず始めに、「北沢法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。  
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社

## くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として  
葬儀費用総額から**5万円**を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。  
その場合、供花サービスのご提供はございません。(互助会と一緒に利用した場合のみ)

### 桜新町式場



式場数	2式場	
安置室	○	
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場	8台	

住所 東京都世田谷区桜新町2-19-16

最寄り駅 東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

### アダージョ世田谷代田



式場数	1式場	
安置室	○	
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場	7台	

住所 東京都世田谷区代田5-10-8

最寄り駅 小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分  
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。

ユーザー名: gishiki パスワード: kitazawa\_hou